



○ 就学援助制度について

坂井市教育委員会では、経済的理由により就学が困難であり、生活保護法による保護の対象となるものに準ずる程度に困窮している児童・生徒の保護者を対象に必要な援助を行います。

就学援助の認定基準は単に所得のみで一律にはかることなく、保護者の経済状況、児童生徒の日常生活状況や家庭の諸事情を勘案し、総合的に判断します。

□ 申請窓口 . . . 学校

就学援助費を受けようとする場合は、所定の申請書がありますので、学校までお申し出下さい。

申請の際の必要書類

①要保護及び準要保護児童生徒認定申請書

②市民税・県民税（所得・課税）証明書

※ 所得のある世帯員（学生以外）全員分

③児童扶養手当証書の写し（受給者のみ）

※ 児童扶養手当受給者でない場合や、市民税非課税でない場合は、申請しても認定とならない場合もあります。